



OTC散100NZ 20kg

動物用医薬品

テトラサイクリン系抗生物質製剤
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

OTC散100NZ

20kg

OTC散100NZ 20kg



製造販売元

日本全薬工業株式会社
福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1



2017年7月作成 動物用医薬品 承認指令番号14生畜第1548号
貯法 室温保存

テトラサイクリン系抗生物質製剤
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準
OTC散100NZ

【本剤の製剤又は製造方法】
本剤はオキシテトラサイクリン含有成分とする原料添加剤である。オキシテトラサイクリンはStreptomyces rimosus
により生産されるテトラサイクリン系抗生物質で、グラム陽性菌・グラム陰性菌の広範囲にわたる病原菌ペプトル素を
作用は静菌的である。有効成分はパステラ、ホルデテラ、ヘモフィルス、パラリナム、キャンピロバクター、
マイコプラズマ、本剤感性的なブドウ球菌、レンサ球菌、コリネバクテリウム、大腸菌、サルモネラである。

【成分及び分量】 本品1kg中

成分	分量
オキシテトラサイクリン	100g(10%)

【効能又は効果】
有効菌種 パステラ、ホルデテラ、ヘモフィルス、パラリナム、キャンピロバクター、マイコプラズマ
本剤感性的な菌種 ブドウ球菌、レンサ球菌、コリネバクテリウム、大腸菌、サルモネラ

【用法及び用量】
飼料1kgあたりオキシテトラサイクリンとして下記の量を均一に混ぜて給与投与する。
牛(6歳月齢を超える牛を除く):200~400g(1kg) [本剤として2~4kg]
豚:100~400g(1kg) [本剤として1~4kg]
鶏(産卵鶏を除く):100~400g(1kg) [本剤として1~4kg]

【使用上の注意】
【基本的事項】

- 1.守らなければならないこと
【一般的注意】
・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
・本剤は効能・効果において定められた適応症にのみ使用すること。
・本剤は定められた用法・用量を遵守すること。
・本剤の使用に当たっては、適切な治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、適余にわたる連続投与は行わないこと。
・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

【注意】本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第83条の4の規定に基づき
上記の用法及び用量を遵守して使用が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です。使用対象動物
(牛(産卵鶏を除く)、豚、鶏(産卵鶏を除く))について上記の用法及び用量並びに次の使用禁
止期間を遵守してください。

牛(産卵鶏を除く)の牛を除く): 食用に供するために殺す前5日間
豚: 食用に供するために殺す前5日間
鶏(産卵鶏を除く): 食用に供するために殺す前5日間

- 【取扱い及び保管のための注意】
・小児の手の届かないところに保管すること。
・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
・取用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
・使用済みの容器は、地方公共団体条例に従って処分すること。
・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従って処分すること。

- 2.使用に際して気を付けること
【使用者に対する注意】
・誤って眼液を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
・飼料等に混合する際は、マスク等を着用し粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
・本剤の有効成分であるオキシテトラサイクリンには、ヒトや実験動物に対する変形性に関する報告があるため、
妊娠中の女性や授乳中である女性には投与しないこと。
・本剤の取扱い時には、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。
【対象動物に関する注意】
・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

- 【専門的事項】
【対象動物の使用制限等】
・本剤は6ヵ月齢を超える牛には使用しないこと。
・本剤は産卵鶏(産卵に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう)には使用しないこと。
・本剤の有効成分と類似する成分で実験動物で胎子毒性が認められているので、妊娠している動物には慎重に投与
すること。
【留意事項】
・本剤を子中に授与した場合には、ときに消化障害を起こすことがある。

【使用期限】包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】20kg

製造販売元
製品情報のお問い合わせ
日本全薬工業株式会社
〒905-0198 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1
フリーダイヤル 0120-452-793
受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)



製造販売元
日本全薬工業株式会社
ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

特許、商標等の権利関係は、書面による届出用とよると認められる所、随時申しつけられた特許又は商標の使用によるものと認め
る権利の行使に関する事項を除く。本項において、特許権上の性質の救済又は侵害を防止するために必要と認められるとき、上記
権利関係お問い合わせ)に連絡することとし、権利侵害等に関するお問い合わせは、特許庁(www.kipri.go.jp)又は特許庁(www.kipri.go.jp)に
お問い合わせください。

MTB1